

地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会 開催要綱

第1 目的

少子高齢化が進行し人口減少社会に突入した我が国において、人々の暮らしを支える対人サービスをはじめ、医療、介護、教育、交通、災害対応等の分野における行政サービスの重要性は今後一層増大する。当該行政サービスを将来にわたり安定的かつ的確に提供するためには、その担い手である地方公共団体が適切に行政運営を行い、住民からの信頼を確保し続けることが大前提である。

地方公共団体の行政執行の適正確保のため、戦後の地方自治制度の沿革においては、地方分権を推進する中で、これまで議会や監査制度などの監視機能を強化するための見直しを中心に行ってきたが、今後は長等の内部部局による自律的な統制のあり方についても議論する必要がある。

一方、近年、監査制度等の見直しを検討する中で、監査制度等の実効性をより高めるためにも、また、住民訴訟の長等の責任を負う場合の要件の見直しの是非をめぐる検討においても、内部統制の法制化の必要性が指摘されている。

同時に、民間企業においては、平成18年の会社法施行以降、一定規模の企業において内部統制の取組みが義務付けられる等、内部統制の取組みが進められている。

これらの状況を踏まえ、本検討会は、地方自治法等の改正による制度化を見据え、地方公共団体における内部統制の整備・運用の具体的なあり方について検討を行う。

第2 名称

本検討会の名称は、「地方公共団体における内部統制の整備・運用に関する検討会」（以下「検討会」という。）とする。

第3 構成

検討会は別紙のメンバーをもって構成する。

第4 座長

- (1) 検討会に、座長1人を置く。
- (2) 座長は、会務を総理する。
- (3) 座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

第5 議事

- (1) 検討会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。

第6 その他

- (1) 検討会の事務局は、総務省自治行政局行政課に置く。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定める。